

建築設計監理業務委託取扱要領

令和8年3月1日

鹿児島県土木部建築課

建築設計監理業務委託取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は県が発注する建築物（附帯施設を含む）の設計，監理業務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(委託の内容)

第2条 委託する建築設計監理業務の内容は，基本設計，実施設計及び工事監理とし，別に定める設計業務委託内容書，建築設計業務委託特記仕様書又は建築工事監理業務委託共通仕様書による。

(業者の選定)

第3条 建築設計監理業務の業者の選定については，原則として「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱」によるものとする。

(委託料)

第4条 建築設計監理業務の委託料は，別に定めるところにより算出した額以下の額とする。ただし，特殊な設計を委託する場合はこの限りでない。

附則

この要領は，昭和56年4月1日から適用する。

附則

この要領は，平成4年11月11日から適用する。

附則

この要領は，令和2年4月1日から適用する。

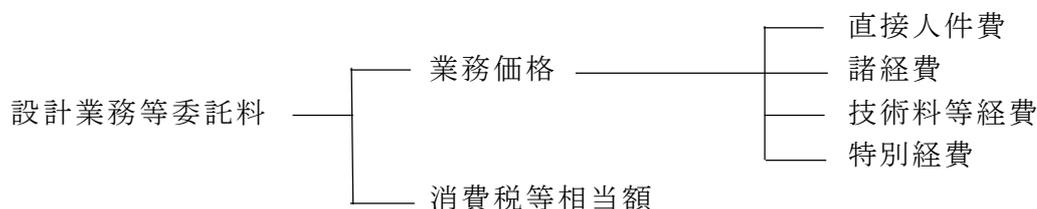
附則

この要領は，令和7年4月1日から適用する。

建築設計監理業務委託料の算定

1. 1 設計業務等委託料の構成

設計業務等委託料の構成は以下のとおりとする。



1. 2 設計業務等委託料を構成する費用の内容

(1) 直接人件費

直接人件費は、設計業務等に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1時間当たりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。

(2) 諸経費

諸経費は、設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計業務等に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

(4) 特別経費

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用、設計等の業務に附随して行う検査等を第三者に委託する場合における当該検査等に係る費用及び旅費の合計とする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、設計業務等に課される消費税等の額とする。

1. 3 設計業務等委託料の積算

設計業務等委託料は次式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{（設計業務委託料）} &= \text{（直接人件費）} + \text{（諸経費）} + \text{（技術料等経費）} \\ &+ \text{（特別経費）} + \text{（消費税等相当額）} \\ &= \text{（業務価格）} + \text{（消費税相当額）} \end{aligned}$$

1. 4 設計業務等委託料を構成する費用の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は、委託に付する業務に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

$$(\text{直接人件費}) = \Sigma \{ (\text{業務人} \cdot \text{時間数}) \times (\text{直接人件費単価}) \}$$

ここで、直接人件費単価は、別表1「技師(C)」の単価を用いて良いものとする。なお、業務人時間数は、次式により算定する。

$$(\text{業務人} \cdot \text{時間数}) = (\text{一般業務に係る業務人} \cdot \text{時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人} \cdot \text{時間数})$$

(2) 諸経費

諸経費は、次式により算定する。

ただし、「諸経費率」は1.1を標準とし、耐震改修設計業務及び耐震診断業務にあつては、1.0を標準とする。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$$

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、次式により算定する。

ただし、「技術料等経費率」は0.15を標準とし、耐震改修設計業務及び耐震診断業務にあつては0.2を標準とする。

$$(\text{技術料等経費}) = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) \} \times (\text{技術料等経費率})$$

(4) 特別経費

特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、次式により算定する。

$$(\text{消費税等相当額}) = (\text{業務価格})^* \times (\text{消費税等率})$$

※業務価格のうち、課税対象分とする。なお、業務価格は千円止めとする。

1. 5 契約変更の扱い

(1) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。

(2) 計画上の床面積の合計その他の条件が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は成果図書の図面枚数と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計又は図面枚数との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。

(3) 契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、原則として当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

(業務人時間数等の算定)

2. 1 建築設計業務委託料の算定

建築設計業務(与えられた条件のもとで、所要の性能を有する建築物を新たに設計する業務をいう。)を一括して委託する場合の業務人・時間数の算定に用いる。

2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

別表2-1に掲げる建築物の類型に応じて(イ)又は(ロ)に掲げる算定式により、別表2-2に掲げる係数を用いて算定する。

(イ) 第一号から第三号、第四号第1類、第四号第2類(床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合)、第五号、第六号(床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合)又は第七号から第十二号

$$A = a \times S^b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計(㎡)

(ロ) 第四号第2類(床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合)又は第六号(床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合)

$$A = a \times S + b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計(㎡)

(2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(ア) 次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} & \text{(一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数)} \\ & = \text{(一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数)} \\ & \quad \times (1 - \text{(対象外業務率)}) \end{aligned}$$

(イ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2-3によることができるものとする。

(3) 難易度係数による補正

建築物が告示8号別添三第3項から第5項の各表の(い)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合には、同表(ろ)設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、(い)建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乗じることとする。

(4) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、告示8号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当する場合には、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表2-4に掲げる係数（以下、「複合化係数」という。）を乗じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

2. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、(1)又は(2)に掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれ(1)又は(2)により当該業務に係る業務人・時間数を算定することができるものとする。

(1) 積算業務

成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積収集
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.25$$

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表2-3に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、2.2(3)に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

(2) 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務

計画通知又は建築確認申請に関する手続業務を追加業務とする場合、構造計算適合性判定に係る手続き及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続きの有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数を計上する。

ただし、建築設計業務と設備設計業務を分割して発注する場合には、手続き業務の内容に応じて、次の業務人・時間数をそれぞれの業務に分割して計上することができる。

- ・構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合 3.2人・時間
- ・構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合 2.4人・時間
- ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合 1.6人・時間

3. 1 改修設計業務委託料の算定

改修設計業務を一括して委託する場合の業務人・時間数の算定(図面目録に基づく算定方法)に用いる。

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

3. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。ただし、ここで一般業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。

なお、改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に計上する。

$$(\text{一般業務に係る業務人・時間数}) = \Sigma (\text{図面1枚毎の業務人・時間数})$$

ただし、特殊な改修工事等で、図面目録による業務人・時間数の算定が困難な場合には、見積もり等を参考として業務人・時間数を直接算定することができるものとする。

(2) 一般業務に係る図面1枚毎の業務人・時間数の算定

図面1枚(大きさは、841mm×594mm(A1判)とする。)毎の作成に必要な業務人・時間数は、建築改修工事分については(ア)、設備改修工事分については(イ)に掲げる算定式により算定する。算定式中の図面1枚毎の換算図面枚数については、(3)により算定する。

(ア) 建築改修工事分の設計に必要な図面1枚毎の業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = 13.567 \times (\text{図面1枚毎の換算図面枚数})$$

(イ) 設備改修工事分の設計に必要な図面1枚毎の業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = 10.233 \times (\text{図面1枚毎の換算図面枚数})$$

(3) 図面1枚毎の換算図面枚数の算定

(ア) (2)に掲げる式における「図面1枚毎の換算図面枚数」は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる場合は、実情に応じて補正することができるものとする。

$$(\text{図面1枚毎の換算図面枚数}) = 1 \times (\text{複雑度}) \\ \times (\text{CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度})$$

(イ) (ア)に掲げる式における「複雑度」に係る係数は、別表3により設定することができるものとする。なお、「複雑度」に係る係数は、実施設計図書の作成に必要な検討、各種計算、発注者との協議、書式の有無等を含めた実施設計図書の作成業務に係る業務人・時間数の補正を行うための係数であり、改修工事の設計に係る平均的な一般図の作成に係る複雑さを「標準」とした場合の複雑さの度合いであることを踏まえた上で、別表2-1によりがたい場合は、実情に応じて設定することができるものとする。

(ウ) (ア)に掲げる式における「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」に係る係数は、発注者が既存図面のCADデータ、書式の電子データ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、その影響度を、0から1の範囲で、実情に応じて図面1枚毎に設定することができるものとする。

3.3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

2.3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積収集
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.21$$

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、3.2により「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」を1.0として算定した一般業務に係る業務人・時間数とする。

工事監理委託料の算定

4. 1 工事監理業務委託料の算定

建築物を新たに建築する場合又は改修工事監理の工事監理業務委託料の業務人・時間数の算定に用いる。

4. 2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

(一般業務に係る業務人・時間数)

$$= (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \times (1 - (\text{対象外業務率}))$$

ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、告示8号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて(イ)又は(ロ)に掲げる算定式により、別表2-2に掲げる係数を用いて算定する。

(イ) 第一号から第三号，第四号第1類，第四号第2類（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合），第五号，第六号（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）又は第七号から第十二号

$$A = a \times S^b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計（㎡）

(ロ) 第四号第2類（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）又は第六号（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）

$$A = a \times S + b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計（㎡）

また、「対象外業務率」とは、会計法（昭和22年法律第35号）に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。

(2) 難易度係数による補正

建築物が告示8号別添三第3項から第5項の各表の(い)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合には、同表(は)工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、(い)建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乗じることとする。

(3) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、告示8号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当する場合には、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表2-4に掲げる複合化係数を乗じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

4.3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。

4.4 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定することができるものとする。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数}) \times 0.02$$

ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、4.2(2)に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

5. 1 耐震改修設計業務委託料の算定

耐震改修(建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修)設計業務を一括して委託する場合の設計業務委託料の算定は次式による。

5. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

次式により算定する。

ただし、ここで、一般業務は構造に係る基本設計及び実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。

また、次式は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を算定する場合に用いる。

$$A = a \times S^b \\ = 3.4765 \times S^{0.6011}$$

A：業務人・時間数 係数 a = 3.4765

S：床面積の合計 (㎡) 係数 b = 0.6011

(原則として、 $500 \text{ m}^2 \leq S \leq 7,500 \text{ m}^2$)

5. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を設定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積収集
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.21$$

6. 1 耐震診断業務委託料の算定

耐震診断業務を一括して委託する場合の業務委託料の算定は次による。

ただし、耐震診断一般業務に含まれない内容は、追加業務として適切に算定する。

6. 2 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定

次式により算定する。

なお、次式は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を算定する場合に用いる。

$$A = a \times S^b \\ = 21.052 \times S^{0.4179}$$

A：業務人・時間数 係数 a = 21.052

S：床面積の合計 (㎡) 係数 b = 0.4179

(原則として、 $500 \text{ m}^2 \leq S \leq 7,500 \text{ m}^2$)

6. 3 耐震診断追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

7. 1 解体設計業務委託料の算定

解体建築設計業務（与えられた条件のもとで、既存の建築物等を解体，撤去する設計業務をいう。）を一括して委託する場合の設計業務委託料の算定は次式による。

但し，基本設計・実施設計率は，実施設計は原則，70%の割合を乗じて得た額を基準とする。

7. 2 解体設計業務に係る直接人件費の算定

一般業務に係る直接人件費は，次式により算定する。

$$(A) \text{ 直接人件費} = (\text{イ}) \times (\text{ロ}) \times (\text{ハ}) \times (\text{ニ}) \times (\text{ホ})$$

(イ)：標準業務人，日数 表-1及び2による。

(ロ)：直接人件費単価
通常的设计では，技師(C)相当単価とする。

(ハ)：依頼度 表-4による。

(ニ)：業務比率 表-5による。

(ホ)：委託率 表-6による。

(イ) 標準業務人，日数

表－1 標準業務人，日数表（設計）

| 工 事 費 | 第 1 類 | 第 2 類 | 第 3 類 |
|------------|----------|----------|----------|
| 5 0 0 万 | 1 3 | 1 5 | 1 6 |
| 6 0 0 万 | 1 5 | 1 7 | 1 9 |
| 7 0 0 万 | 1 7 | 1 9 | 2 1 |
| 8 0 0 万 | 1 9 | 2 1 | 2 3 |
| 9 0 0 万 | 2 1 | 2 3 | 2 5 |
| 1, 0 0 0 万 | 2 3 | 2 5 | 2 8 |
| 1, 2 0 0 万 | 2 6 | 2 9 | 3 2 |
| 1, 5 0 0 万 | 3 1 | 3 4 | 3 7 |
| 2, 0 0 0 万 | 3 8 | 4 2 | 4 6 |
| 2, 5 0 0 万 | 4 5 | 5 0 | 5 5 |
| 3, 0 0 0 万 | 5 2 | 5 8 | 6 4 |
| 4, 0 0 0 万 | 6 5 | 7 2 | 7 9 |
| 5, 0 0 0 万 | 7 7 | 8 6 | 9 5 |
| 6, 0 0 0 万 | 8 9 | 9 9 | 1 0 9 |
| 7, 0 0 0 万 | 1 0 0 | 1 1 1 | 1 2 2 |
| 8, 0 0 0 万 | 1 1 1 | 1 2 3 | 1 3 5 |
| 9, 0 0 0 万 | 1 2 1 | 1 3 4 | 1 4 7 |
| 1 億 | 1 3 1 | 1 4 6 | 1 6 1 |
| 1. 2 " | 1 5 1 | 1 6 8 | 1 8 4 |
| 1. 5 " | 1 7 9 | 1 9 9 | 2 1 9 |
| 2. 0 " | 2 2 3 | 2 4 8 | 2 7 3 |
| 2. 5 " | 2 6 5 | 2 9 4 | 3 2 3 |
| 3 " | 3 0 4 | 3 3 8 | 3 7 2 |
| 4 " | 3 8 0 | 4 2 2 | 4 6 4 |
| 5 " | 4 5 0 | 5 0 0 | 5 5 0 |
| 6 " | 5 1 8 | 5 7 5 | 6 3 3 |
| 7 " | 5 8 2 | 6 4 7 | 7 1 2 |
| 8 " | 6 4 5 | 7 1 8 | 7 8 9 |
| 9 " | 7 0 7 | 7 8 5 | 8 6 4 |
| 1 0 " | 7 6 6 | 8 5 1 | 9 3 6 |
| 1 2 " | 8 8 0 | 9 7 8 | 1, 0 7 6 |
| 1 5 " | 1, 0 4 5 | 1, 1 6 1 | 1, 2 7 7 |
| 2 0 " | 1, 3 0 2 | 1, 4 4 7 | 1, 5 9 2 |
| 2 5 " | 1, 5 4 5 | 1, 7 1 7 | 1, 8 8 9 |
| 3 0 " | 1, 7 7 7 | 1, 9 7 4 | 2, 1 7 1 |
| 4 0 " | 2, 2 1 5 | 2, 4 6 1 | 2, 7 0 7 |
| 5 0 " | 2, 6 2 8 | 2, 9 2 0 | 3, 2 1 2 |

類別は表－2による。

(注) 1 工事費区分において500万円未満の場合は，500万円の区分による。

また，中間位の場合は，以下のとおりとする。

(1) 10億円以下の場合は，直近下位の区分による。

(2) 10億円を超え50億円以下の場合は，区分間の直線補完（少数以下切り捨て）による。

(注) 2 50億円を超える場合は，次式による。（小数以下切り捨て）

$$\cdot \text{第1類} \quad 0.02151 \times X^{0.7662} \times 0.9$$

$$\cdot \text{第2類} \quad 0.02151 \times X^{0.7662}$$

$$\cdot \text{第3類} \quad 0.02151 \times X^{0.7662} \times 1.1$$

X：工事費（千円）

表－2

建築物の用途等による類別

| | 建 築 物 の 用 途 等 | 備 考 |
|-----|---|--|
| 第1類 | 工場，車庫，倉庫等 | |
| 第2類 | 体育館，観覧場，学校，研究所， 庁舎，事務所，店舗，共同住宅， 寄宿舍等 | 第1類の建築物のうち第2類 の建築物に相当する複雑な設 計等を必要とするものを含む |
| 第3類 | 美術館，博物館，図書館， 公会堂，劇場，宿泊施設， 病院，診療所，複合建築物等 | 第1類又は第2類の建築物の うち第3類の建築物に相当す る複雑な設計等を必要とする ものを含む |

(ハ) 依頼度

表－4

依 頼 度

| 依 頼 度 | 提 供 す る 資 料 の 内 容 |
|-------|-------------------------------|
| 0.4 | 資料を提供しない場合，又は提供する資料が極めて少ない場合 |
| 0.35 | 類似の参考例がかなりある場合 |
| 0.3 | 準拠すべき設計図書があり，その1部を修正して使用できる場合 |

(二) 業務比率

表-5

業務比率

(建築)

| 総工事費 円 区分 ・事項 | 二 千 万 未 満 | 二 千 万 以 上 | 四 千 万 以 上 | 八 千 万 以 上 | 一 億 以 上 | 二 億 以 上 | 四 億 以 上 | 八 億 以 上 | 十 億 以 上 | 二 十 億 以 上 |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------|
| 実施設計 | (0.63) | (0.62) | (0.61) | (0.59) | (0.59) | (0.59) | (0.57) | (0.56) | (0.55) | (0.54) |
| 意匠設計区分 | (0.52) | (0.50) | (0.49) | (0.47) | (0.47) | (0.46) | (0.44) | (0.43) | (0.42) | (0.41) |
| 特記仕様書 | 0.03 | 0.03 | 0.03 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 |
| 一般図 | 0.17 | 0.17 | 0.17 | 0.17 | 0.17 | 0.17 | 0.17 | 0.17 | 0.17 | 0.17 |
| 矩計・詳細図 | 0.16 | 0.16 | 0.16 | 0.16 | 0.17 | 0.17 | 0.17 | 0.18 | 0.18 | 0.18 |
| 意匠積算 | 0.16 | 0.14 | 0.13 | 0.12 | 0.11 | 0.10 | 0.09 | 0.07 | 0.06 | 0.05 |
| 構造設計区分 | (0.11) | (0.12) | (0.12) | (0.12) | (0.12) | (0.13) | (0.13) | (0.13) | (0.13) | (0.13) |
| 構造図 | 0.03 | 0.04 | 0.04 | 0.05 | 0.05 | 0.06 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.08 |
| 構造の積算 | 0.08 | 0.08 | 0.08 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.06 | 0.06 | 0.06 | 0.05 |

(ホ) 委託率

表-6 委託率

| | 委託率 |
|-----------|-----|
| 基本設計・実施設計 | 0.9 |

計画案作成，共通仕様書作成等県で行う業務がある場合は，表-6のとおり低減する。

解体設計業務委託料計算書

設計対象工事費
(消費税を除く)

工事名 _____ (_____)

設計委託料 [設計価格]
 一金 _____ [一金 _____]

| |
|--|
| K (設計委託料) = Y _____ + J _____ = _____ |
| J (消費税相当額) = Y _____ × 0.1 = _____ |
| Y (設計価格) = (A _____ + B _____ + C _____) × H _____ + D _____ = _____ |

A 直接人件費 = (別紙)
=

B 諸経費 = (別紙)
=

C 技術料等経費 = (別紙)
=

D 特別経費出張旅費等

H 基本設計・実施設計率

イ 標準業務人, 日数 (表-1, 表-2)

ロ 直接人件費単価 (技師C相当)

ハ 依頼度 (表-3)

ニ 業務比率 (表-4)

ホ 委託率 (表-5)

ト 技術料等経費率

(通常の場合は0.15以下とする。)

(簡単なセミトレース程度の設計又は変更設計の場合は0とする)

$$A \quad (\text{直接人件費}) = \text{イ} \times \text{ロ} \times \text{ハ} \times \text{ニ} \times \text{ホ} \quad (\text{小数点以下切り捨て})$$

$$B \quad (\text{諸経費}) = A \times 1.1$$

$$C1 \quad (\text{技術料等経費}) = (A + B) \times (\text{ト})$$

$$Y \quad (\text{設計価格}) = (A + B + C1) \times H + D$$

(Yは千円止めとし、A、B、C1は小数点以下切り捨てとする。)

$$J \quad (\text{消費税}) = Y1 \times 0.1$$

$$K \quad (\text{設計委託料}) = Y + J$$

$$C \quad (\text{技術料等経費}) = \frac{Y - (A + B) \times H - D}{H} \quad (\text{小数点以下切上げ})$$

別表 1

建築設計監理業務委託料の算定における直接人件費単価

令和 8 年 3 月 1 日以降適用

| 技術者の職階 | 基準日額 (円) | 基準時間額 (円) (基準日額/8時間) |
|--------|----------|-------------------------|
| 理事・技師長 | 82,800 | 10,350.0 |
| 主任技師 | 70,900 | 8,862.5 |
| 技師 (A) | 62,600 | 7,825.0 |
| 技師 (B) | 49,300 | 6,162.5 |
| 技師 (C) | 42,500 | 5,312.5 |
| 技術員 | 36,700 | 4,587.5 |
| 主任技術者 | 90,300 | 11,287.5 |

別表2-1 建築物の類型

| 建築物の類型 | 建築物の用途等 | | | |
|--------|--|---|--|---|
| | 第1類(標準的なもの) | | 第2類(複雑な設計等を必要とするもの) | |
| | 第1類にかかる告示の例示 | 第1類に属する官庁施設 | 第2類にかかる告示の例示 | 第2類に属する官庁施設 |
| 第一号 | 車庫, 倉庫, 立体駐車場等 | | 立体倉庫, 物流ターミナル等 | 防災・除雪・道路管理ステーション等 |
| 第二号 | 組立工場等 | 艇庫, 厩舎, 畜舎等 | 化学工場, 薬品工場, 食品工場, 特殊設備を付帯する工場等 | 機動隊給油施設 |
| 第三号 | 体育館, 武道場, スポーツジム等 | | 屋内プール, スタジアム等 | 屋内プール等 |
| 第四号 | 事務所等 | 詰所 | 銀行, 本社ビル, 庁舎等 | 事務庁舎, データセンター等 |
| 第五号 | 店舗, 料理店, スーパーマーケット等 | | 百貨店, ショッピングセンター, ショールーム等 | 展示施設(資料館)等 |
| 第六号 | 公営住宅, 社宅, 賃貸共同住宅, 寄宿舍等 | 宿舍, 寮 | | |
| 第七号 | 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校等 | | — | |
| 第八号 | 大学, 専門学校等 | 職業訓練校, 海員学校, 訓練所等 | 大学(実験施設等を有するもの), 専門学校(実験施設等を有するもの), 研究所等 | 研究所, 検査所, 検疫所, 観測所, 測候所, 監視所, 検潮所, 射撃場等 |
| 第九号 | ホテル, 旅館等 | | ホテル(宴会場等を有するもの), 保養所等 | 保養所等 |
| 第十号 | 病院, 診療所等 | | 総合病院等 | 病院 |
| 第十一号 | 保育園, 老人ホーム, 老人保健施設, リハビリセンター, 多機能福祉施設等 | 療養所, リハビリテーションセンター, 障がい者支援施設, 労災特別介護施設, 社会保険介護老人保健施設等 | | |
| 第十二号 | 公民館, 集会場, コミュニティセンター等 | 会議場, 会館, 障害者交流センター | 映画館, 劇場, 美術館, 博物館, 図書館, 研修所, 警察署, 消防署等 | 研修所, 美術館, 博物館等 |

(注)

- 1 社寺, 教会堂, 茶室等の特殊な建築物及び複数の類型の混在する建築物は, 本表には含まれない。
- 2 第1類は, 標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を, 第2類は, 複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり, 略算方法による算定にあたっては, 設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。
- 3 類型の設定に当たっては, 施設の名称によらず, 想定される施設の利用形態における用途を勘案して設定する。

別表2-2 建築物の類型による標準業務量

| 建築物の類型 | 建築物の用途等 | 適用範囲 S:延面積の合計(m ²) | 一般業務に係る総人・時間数の算出に係る係数 | | | | | | |
|--------|---------|---|-----------------------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|
| | | | 設計 | | | 工事監理 | | | |
| | | | 総合 | 構造 | 設備 | 総合 | 構造 | 設備 | |
| 第一号 | 第1類 | 100m ² ≤ S ≤ 100,000m ² | 係数a | 27.3837 | 5.0069 | 5.2655 | 4.247 | 0.4091 | 0.5424 |
| | | | 係数b | 0.4606 | 0.5846 | 0.5323 | 0.5751 | 0.7406 | 0.6827 |
| | 第2類 | 3,200m ² ≤ S ≤ 100,000m ² | 係数a | 3.9616 | 0.6712 | 0.4393 | 1.8563 | 0.0177 | 0.1138 |
| | | | 係数b | 0.756 | 0.82 | 0.8394 | 0.7387 | 1.0439 | 0.8805 |
| 第二号 | 第1類 | 100m ² ≤ S ≤ 75,000m ² | 係数a | 28.1322 | 5.2388 | 3.5512 | 8.9383 | 3.3898 | 2.4378 |
| | | | 係数b | 0.5313 | 0.6278 | 0.6567 | 0.5535 | 0.5418 | 0.5934 |
| | 第2類 | 100m ² ≤ S ≤ 75,000m ² | 係数a | 40.7832 | 7.7623 | 5.9625 | 11.5599 | 3.3898 | 3.1226 |
| | | | 係数b | 0.5313 | 0.6278 | 0.6567 | 0.5535 | 0.5418 | 0.5934 |
| 第三号 | 第1類 | 340m ² ≤ S ≤ 10,000m ² | 係数a | 2.0338 | 2.8137 | 2.1955 | 0.9646 | 1.1854 | 0.6952 |
| | | | 係数b | 0.9273 | 0.7491 | 0.7979 | 0.9113 | 0.6704 | 0.8504 |
| | 第2類 | 3,500m ² ≤ S ≤ 49,000m ² | 係数a | 18.156 | 0.8372 | 8.6959 | 0.9646 | 1.1854 | 0.6952 |
| | | | 係数b | 0.7264 | 0.901 | 0.6898 | 0.9113 | 0.6704 | 0.8504 |
| 第四号 | 第1類 | 100m ² ≤ S ≤ 50,000m ² | 係数a | 2.618 | 2.1405 | 0.2144 | 4.7279 | 1.0242 | 0.4045 |
| | | | 係数b | 0.8833 | 0.7672 | 1.0615 | 0.6929 | 0.6875 | 0.8741 |
| | 第2類 | 300m ² ≤ S < 20,000m ² | 係数a | 4.2525 | 2.7775 | 0.3436 | 6.95 | 1.4312 | 0.4045 |
| | | | 係数b | 0.8833 | 0.7672 | 1.0615 | 0.6929 | 0.6875 | 0.8741 |
| | | 20,000m ² ≤ S ≤ 30,000m ² ※A=a × S+b | 係数a | 0.8535 | 0.11 | 0.1095 | 0.2342 | 0.0293 | 0.0521 |
| | | | 係数b | 9705.8 | 3339 | 10446 | 1956.4 | 710.9 | 1283.4 |
| | | 30,000m ² < S ≤ 100,000m ² | 係数a | 4.7045 | 3.605 | 0.551 | 6.3506 | 1.5737 | 0.5524 |
| | | | 係数b | 0.8656 | 0.7293 | 0.982 | 0.7037 | 0.671 | 0.8291 |
| 第五号 | 第1類 | 100m ² ≤ S ≤ 23,000m ² | 係数a | 5.9513 | 0.8797 | 0.4473 | 0.5563 | 0.2265 | 0.1052 |
| | | | 係数b | 0.7125 | 0.8008 | 0.9265 | 0.9122 | 0.788 | 0.9223 |
| | 第2類 | 1,500m ² ≤ S ≤ 80,000m ² | 係数a | 16.474 | 4.1938 | 0.4473 | 0.5563 | 0.2265 | 1.789 |
| | | | 係数b | 0.6686 | 0.669 | 0.9265 | 0.9122 | 0.788 | 0.6414 |
| 第六号 | 第1類 | 100m ² ≤ S < 20,000m ² | 係数a | 5.8423 | 1.8168 | 0.5905 | 4.1241 | 0.2574 | 0.286 |
| | | | 係数b | 0.7571 | 0.7867 | 0.897 | 0.7033 | 0.8788 | 0.8949 |
| | | 20,000m ² ≤ S ≤ 30,000m ² ※A=a × S+b | 係数a | 0.7472 | 0.21 | 0.2283 | 0.125 | 0.0383 | 0.0802 |
| | | | 係数b | -4402.1 | 193.9 | -307 | 1866.9 | 784.5 | 416 |
| | | 30,000m ² < S ≤ 100,000m ² | 係数a | 3.5691 | 1.6013 | 0.5041 | 4.3181 | 0.3271 | 0.3053 |
| | | | 係数b | 0.8271 | 0.8059 | 0.9187 | 0.6956 | 0.8424 | 0.8858 |
| 第七号 | 第1類 | 100m ² ≤ S ≤ 15,000m ² | 係数a | 9.8576 | 3.2695 | 4.4473 | 22.6387 | 1.6641 | 1.3704 |
| | | | 係数b | 0.762 | 0.7379 | 0.7317 | 0.5313 | 0.6591 | 0.7789 |
| 第八号 | 第1類 | 200m ² ≤ S ≤ 50,000m ² | 係数a | 11.7127 | 3.0002 | 6.6791 | 4.1616 | 1.9885 | 1.3362 |
| | | | 係数b | 0.7628 | 0.7322 | 0.6989 | 0.7296 | 0.631 | 0.7369 |
| | 第2類 | 750m ² ≤ S ≤ 50,000m ² | 係数a | 12.3779 | 4.4667 | 7.7544 | 4.1616 | 2.7429 | 1.5771 |
| | | | 係数b | 0.7628 | 0.7322 | 0.6989 | 0.7296 | 0.631 | 0.7369 |
| 第九号 | 第1類 | 200m ² ≤ S ≤ 15,000m ² | 係数a | 12.0133 | 4.4768 | 0.3689 | 3.3837 | 0.9558 | 0.1801 |
| | | | 係数b | 0.7109 | 0.6654 | 0.9792 | 0.7671 | 0.705 | 0.9784 |
| | 第2類 | 4,400m ² ≤ S ≤ 46,000m ² | 係数a | 1.1646 | 1.0259 | 0.6062 | 0.139 | 1.2168 | 0.1538 |
| | | | 係数b | 1.0536 | 0.8371 | 0.9712 | 1.1514 | 0.6963 | 0.9713 |
| 第十号 | 第1類 | 150m ² ≤ S ≤ 15,000m ² | 係数a | 28.4598 | 3.8566 | 1.0152 | 5.1224 | 0.4701 | 0.8479 |
| | | | 係数b | 0.6397 | 0.6888 | 0.9052 | 0.698 | 0.7184 | 0.7288 |
| | 第2類 | 4,200m ² ≤ S ≤ 100,000m ² | 係数a | 10.703 | 12.06 | 1.8553 | 1.319 | 1.6561 | 0.2241 |
| | | | 係数b | 0.7578 | 0.5793 | 0.8269 | 0.8441 | 0.6404 | 0.9121 |
| 第十一号 | 第1類 | 100m ² ≤ S ≤ 15,000m ² | 係数a | 5.3732 | 1.2819 | 0.3618 | 4.6516 | 0.9945 | 0.3214 |
| | | | 係数b | 0.8067 | 0.8334 | 1.0061 | 0.7088 | 0.6591 | 0.886 |
| 第十二号 | 第1類 | 150m ² ≤ S ≤ 10,000m ² | 係数a | 4.8697 | 2.8735 | 1.0305 | 6.2133 | 1.5683 | 0.6125 |
| | | | 係数b | 0.9197 | 0.8052 | 0.9969 | 0.7647 | 0.7292 | 0.9294 |
| | 第2類 | 300m ² ≤ S ≤ 30,000m ² | 係数a | 5.8402 | 3.1301 | 1.0585 | 6.2133 | 1.5683 | 0.6125 |
| | | | 係数b | 0.9197 | 0.8052 | 0.9969 | 0.7647 | 0.7292 | 0.9294 |

別表2-4 複合化係数

| 複合化係数 | 総合 | 構造 | 設備 |
|-------|------|------|------|
| 設計 | 1.06 | 0.91 | 1.07 |
| 工事監理等 | 1.05 | 0.89 | 0.92 |

別表3 改修設計に係る図面1枚毎の複雑度

| 図面の複雑度 | | | 複雑度に係る係数 |
|--------|---|----|----------|
| 建 築 | A | 簡易 | 0.6 |
| | B | 標準 | 1.0 |
| | C | 複雑 | 1.4 |

| 図面の複雑度 | | | 複雑度に係る係数 |
|--------|---|----|----------|
| 設 備 | A | 簡易 | 0.6 |
| | B | 標準 | 1.0 |
| | C | 複雑 | 1.4 |

(注) 図面の複雑度の「標準」とは、改修工事の設計に係る平均的な図面に係るものをいう。

別表4-1 工事監理に関する業務細分率

| | 業務内容の項目 | 業務分野 | | | |
|------------------|-----------------------------|-----------------------------------|------|------|------|
| | | 総合 | 構造 | 設備 | |
| 工事監理細分に係る | (1)工事監理方針の説明等 | (i)工事監理方針の説明 | 0.01 | 0.01 | 0.02 |
| | | (ii)工事監理方法変更の場合の協議 | 0.01 | 0.01 | 0.01 |
| | (2)設計図書の内容の把握等の業務 | (i)設計図書の内容の把握 | 0.06 | 0.08 | 0.06 |
| | | (ii)質疑書の検討 | 0.08 | 0.09 | 0.07 |
| | (3)施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務 | (i)施工図等の検討及び報告 | 0.18 | 0.19 | 0.19 |
| | | (ii)工事材料, 設備機器等の検討及び報告 | 0.06 | 0.06 | 0.09 |
| | (4)工事と設計図書との照合及び確認 | 0.16 | 0.2 | 0.13 | |
| | (5)工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等 | 0.05 | 0.04 | 0.05 | |
| (6)工事監理報告書等の提出 | 0.06 | 0.05 | 0.08 | | |
| その他の工事監理に係る業務細分率 | (1)請負代金内訳書の検討及び報告 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | |
| | (2)工程表の検討及び報告 | 0.06 | 0.02 | 0.06 | |
| | (3)設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告 | 0.11 | 0.09 | 0.09 | |
| | (4)工事と工事請負契約書との照合, 確認, 報告等 | (i)工事と工事請負契約照合, 確認, 報告 | 0.04 | 0.04 | 0.04 |
| | | (ii)工事請負契約に定められた指示, 検査等 | 0.05 | 0.04 | 0.04 |
| | | (iii)工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊試験 | 0 | 0.01 | 0 |
| | (5)工事請負契約の目的物の引渡しの立会い | 0.02 | 0.02 | 0.02 | |
| (6)関係機関の検査の立会い等 | 0.03 | 0.03 | 0.03 | | |
| (7)工事費の支払いの審査 | (i)工事期間中の工事費支払い請求の審査 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | |
| | (ii)最終支払い請求の審査 | | | | |

別表4-2 工事監理に関する標準的な対象外業務細分率

| | 業務項目 | 対象外業務細分率 | |
|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|------|
| 工事監理に係る対象外業務率 | (1)工事監理方針の説明等 | (i)工事監理方針の説明 | 0 |
| | | (ii)工事監理方法変更の場合の協議 | 0 |
| | (2)設計図書の内容の把握等の業務 | (i)設計図書の内容の把握 | 0.01 |
| | | (ii)質疑書の検討 | 0.02 |
| | (3)施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務 | (i)施工図等の検討及び報告 | 0 |
| | | (ii)工事材料, 設備機器等の検討及び報告 | 0 |
| | (4)工事と設計図書との照合及び確認 | 0 | |
| | (5)工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等 | 0.01 | |
| (6)工事監理報告書等の提出 | 0 | | |
| 工事監理に関するその他の業務に係る対象外業務率 | (1)請負代金内訳書の検討及び報告 | 0.01 | |
| | (2)工程表の検討及び報告 | 0 | |
| | (3)設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告 | 0 | |
| | (4)工事と工事請負契約との照合, 確認, 報告等 | (i)工事と工事請負契約との照合, 確認, 報告 | 0 |
| | | (ii)工事請負契約に定められた指示, 検査等 | 0.01 |
| | | (iii)工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊試験 | 0 |
| | (5)工事請負契約の目的物の引渡しの立会い | 0.02 | |
| | (6)関係機関の検査の立会い等 | 0 | |
| (7)工事費支払いの審査 | (i)工事期間中の工事費支払い請求の審査 | 0.01 | |
| | (ii)最終支払い請求の審査 | | |